

平成21年4月1日策定
平成23年4月1日改定
平成23年9月1日改定
平成26年2月3日改定
平成27年3月9日改定
平成28年3月25日改定
令和2年1月30日改定
令和2年3月3日改正
令和2年9月24日改正
令和5年6月19日改正
令和7年3月24日改正

武雄市が発注する建設工事に係る現場代理人の兼任に関する運用基準

(目的)

第1条 この基準は、武雄市（以下「甲」という。）が発注する建設に係る請負工事（以下「工事」という。）を一の請負者（以下「乙」という。）が複数の工事を請け負う場合において、既に請け負っている工事（以下「本工事」という。）の現場代理人を他の工事の現場代理人（以下「他の工事の現場代理人」という。）として兼任を認める条件等について定め、現場代理人としての責務を全うさせるとともに、乙の事業者としての負担を緩和させることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場代理人 工事の施工に際し、請負者の代理として工事現場の運営、取締まりを行う者をいう。
- (2) 工事現場 工事目的物の敷地、現場事務所及びこれらの区域の近傍で直接管理可能な一定の区域をいう。

(現場代理人の兼任)

第3条 本工事の現場代理人が他の工事の現場代理人として兼任できる工事は、本工事のほか2件までとし、それぞれの工事の請負金額の合計が当初契約額（消費税及び地方消費税込み）で9,000万円未満で、かつ、別紙に定める兼任の条件、受注者の兼任及び形態に適合するものと市長が認めたものに限る。ただし、次の工事を含まないこと。

- (1) 現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの
- (2) 現場代理人が監理技術者を兼任する工事

2 工種の限定は行わない。

(申請)

第4条 乙は、本工事の現場代理人を他の工事の現場代理人として兼任させようとするときは、甲に対し、様式1によりその旨を申請しなければならない。

2 前項の申請は、契約時に提出しなければならない。

(承認)

第5条 甲は、前条第1項の規定による申請があったときは、兼任しようとする工事の施工内容等を総合的に勘案し、その適否を決定する。

2 甲は、前項の適否の審査の結果、承認する場合は、乙に対し、様式2により通知するものとする。

3 乙は、前項による承認が得られないときは、工事を請け負うことができない。

(施工管理等)

第6条 本工事の現場代理人が他の工事の現場代理人として兼任している工事(以下「現場代理人が兼任する工事」という。)については、工事現場の安全確保等を図るため、乙は、施工状況等を甲に報告しなければならない。

(兼任の解除)

第7条 乙は、現場代理人が兼任する工事において、施工期間中に兼任の必要がなくなった場合は、甲に対し、様式3によりその旨を届け出なければならない。

(現場代理人の変更)

第8条 現場代理人が兼任する工事について、施工期間中は現場代理人を変更することは認めない。ただし、やむを得ない事情等により甲が変更を認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

2 令和2年3月6日から当面の間に公告する工事における現場代理人が兼任できる工事の件数及び金額の取扱いについては、第3条の規定にかかわらず、現場代理人の取扱い(災害復旧工事)について(令和2年2月10日付け建設技第2251号佐賀県県土整備部長通知)のとおりとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成26年2月3日から平成27年3月31日までに公告を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに公告を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和2年2月1日以後に公告を行う工事に適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別紙(第 3 条 関係)

現場代理人の兼任に係る条件、受注者の義務及び形態

1 現場代理人を兼任することができる条件

現場代理人を兼任できる工事は、原則として市発注工事とする。ただし、県又は他の地方公共団体が杵藤土木事務所管内（統合前の武雄土木事務所管内に限る）において発注する工事で、当該発注機関が市発注工事との兼任を認めたときは、この限りでない。

2 現場代理人の兼任を認めない条件

次の事項のいずれかに該当する場合

- (1) 検査監が現場条件等で現場代理人が兼任する工事が困難であると判断した場合
- (2) 申請する日から前1年の間に、工事竣工検査における工事検査結果通知書の工事評定点が65点未満である場合
- (3) 申請する日から前1年の間に、武雄市建設工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けた場合

3 受注者の義務

- (1) 本工事と現場代理人が兼任するそれぞれの工事を同一の日時に施工しないこと。
- (2) 受注者に起因する工期変更（延長）はしないこと。ただし、特別な理由により市長が特に認めたものは、この限りでない。
- (3) 申請時の技術者の変更はしないこと。ただし、死亡、傷病、退職等について医師の診断書等原因を証する書面が提出された場合等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。